

特許法

〔昭和34年4月13日法律121〕

〔最終改正 平成26年5月14日法律36〕

第1章 総 則

〔目的〕

第1条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

〔定義〕

第2条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

- 2 この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。
- 3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
- 一 物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為
 - 二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為
 - 三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 4 この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この項において同じ。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

実用新案法

〔昭和34年4月13日法律123〕

〔最終改正 平成26年5月14日法律36〕

第1章 総 則

〔目的〕

第1条 この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

〔定義〕

第2条 この法律で「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。

- 2 この法律で「登録実用新案」とは、実用新案登録を受けている考案をいう。
- 3 この法律で考案について「実施」とは、考案に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。

意匠法

〔昭和34年4月13日法律125〕

〔最終改正 平成26年5月14日法律36〕

第1章 総 則

〔目的〕

第1条 この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

〔定義等〕

第2条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第8条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるものをいう。

- 2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。
- 4 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。
- 3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡し若しくは貸し渡しの申出（譲渡し又は貸し渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。

商標法

〔昭和34年4月13日法律127〕

〔最終改正 平成26年5月14日法律36〕

第1章 総 則

〔目的〕

第1条 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

〔定義等〕

第2条 この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
 - 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）
- 2 前項第二号の役務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。
- 5 この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。
- 3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。
- 一 商品又は商品の包装に標章を付する行為
 - 二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為
 - 三 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物（譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。）に標章を付する行為
 - 四 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものをを用いて役務を提供する行為
 - 五 役務の提供の用に供する物（役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。）に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為
 - 六 役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為
 - 七 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次号において同じ。）により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為
 - 八 商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為
 - 九 音の標章にあつては、前各号に掲げるもののほか、商品の譲渡し若しくは引渡し又は役務の提供のために音の標章を発する行為
 - 十 前各号に掲げるもののほか、政令で定める行為

（期間の計算）

第3条 この法律又はこの法律に基く命令の規定による期間の計算は、次の規定による。

- 一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。
 - 二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。
- 2 特許出願、請求その他特許に関する手続（以下単に「手続」という。）についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。

〈第2条の5第1項で準用する特許法第3条〉

（期間の延長等）

第4条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第46条の2第1項第三号、第108条第1項、第121条第1項又は第173条第1項に規定する期間を延長することができる。

〈第39条の2第4項、第54条の2第5項で準用する特許法第4条（同条中「特許庁長官」とあるのは、「審判長」と読み替える）〉

〈第45条第2項で準用する特許法第4条〉

第5条 特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

〈第2条の5第1項で準用する特許法第5条〉

- 2 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

（法人でない社団等の手続をする能力）

第6条 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

- 一 出願審査の請求をすること。
- 二 特許異議の申立てをすること。
- 三 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求すること。
- 四 第171条第1項の規定により特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求すること。

- 2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求されることことができる。

（法人でない社団等の手続をする能力）

第2条の4 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

- 一 第12条第1項に規定する実用新案技術評価の請求をすること。
- 二 審判を請求すること。

- 三 審判の確定審決に対する再審を請求すること。

- 2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において審判の確定審決に対する再審を請求されることことができる。

- 4 前項において、商品その他の物に標章を付することには、次の各号に掲げる各標章については、それぞれ当該各号に掲げることが含まれるものとする。
- 一 文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合の標章 商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とすること。
 - 二 音の標章 商品、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告に記録媒体が取り付けられている場合（商品、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告自体が記録媒体である場合を含む。）において、当該記録媒体に標章を記録すること。
- 6 この法律において、商品に類似するものの範囲には役務が含まれることがあるものとし、役務に類似するものの範囲には商品が含まれることがあるものとする。

〈第68条第1項で準用する特許法第3条〉

〈第77条第1項で準用する特許法第3条〉

〈第68条第1項で準用する特許法第4条（同条中「第121条第1項」とあるのは、「意匠法第46条第1項若しくは第47条第1項」と読み替える）〉

〈第77条第1項で準用する特許法第4条（同条中「第121条第1項」とあるのは、「商標法第44条第1項若しくは第45条第1項」と読み替える）〉

〈第68条第1項で準用する特許法第5条〉

〈第77条第1項で準用する特許法第5条〉

〈第68条第2項で準用する特許法第6条〉

〈第77条第2項で準用する特許法第6条〉

（未成年者、成年被後見人等の手続をする能力）

- 第7条 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。
- 2 被保佐人が手続をするには、保佐人の同意を得なければならない。
- 3 法定代理人が手続をするには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。
- 4 被保佐人又は法定代理人が、その特許権に係る特許異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審について手続をするときは、前2項の規定は、適用しない。

〈第2条の5第2項で準用する特許法第7条〉

（在外者の特許管理人）

- 第8条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）は、政令で定める場合を除き、その者の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許管理人」という。）によらなければ、手続をし、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴えを提起することができない。
- 2 特許管理人は、一切の手続及びこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

〈第2条の5第2項で準用する特許法第8条〉

（代理権の範囲）

- 第9条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第41条第1項の優先権の主張若しくはその取下げ、第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。

〈第2条の5第2項で準用する特許法第9条〉

第10条 削除

（代理権の不消滅）

- 第11条 手続をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受託者の信託に関する任務の終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によつては、消滅しない。

〈第2条の5第2項で準用する特許法第11条〉

〈第68条第2項で準用する特許法第7条〉

〈第77条第2項で準用する特許法第7条〉

〈第68条第2項で準用する特許法第8条〉

〈第77条第2項で準用する特許法第8条〉

〈第68条第2項で準用する特許法第9条（同条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と読み替える）〉

〈第77条第2項で準用する特許法第9条（同条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第44条第1項若しくは第45条第1項の審判」と読み替える）〉

〈第68条第2項で準用する特許法第11条〉

〈第77条第2項で準用する特許法第11条〉

（代理人の個別代理）

第12条 手続をする者の代理人が2人以上あるときは、特許庁に対しては、各人が本人を代理する。

〈第2条の5第2項で準用する特許法第12条〉

（代理人の改任等）

第13条 特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続をすべきことを命ずることができる。

2 特許庁長官又は審判長は、手続をする者の代理人がその手続をするのに適当でないと認めるときは、その改任を命ずることができる。

3 特許庁長官又は審判長は、前2項の場合において、弁理士を代理人とすべきことを命ずることができる。

4 特許庁長官又は審判長は、第1項又は第2項の規定による命令をした後に第1項の手続をする者又は第2項の代理人が特許庁に対してした手続を却下することができる。

〈第2条の5第2項で準用する特許法第13条〉

（複数当事者の相互代表）

第14条 2人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申立ての取下げ、第41条第1項の優先権の主張及びその取下げ、出願公開の請求並びに拒絶査定不服審判の請求以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

〈第2条の5第2項で準用する特許法第14条〉

（在外者の裁判籍）

第15条 在外者の特許権その他特許に関する権利については、特許管理人があるときはその住所又は居所をもつて、特許管理人がないときは特許庁の所在地をもつて民事訴訟法（平成8年法律第109号）第5条第四号の財産の所在地とみなす。

〈第2条の5第2項で準用する特許法第15条〉

（手続をする能力がない場合の追認）

第16条 未成年者（独立して法律行為をすることができる者を除く。）又は成年被後見人がした手続は、法定代理人（本人が手続をする能力を取得したときは、本人）が追認することができる。

2 代理権がない者がした手続は、手続をする能力がある本人又は法定代理人が追認することができる。

3 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続は、被保佐人が保佐人の同意を得て追認することができる。

4 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができる。

〈第2条の5第2項で準用する特許法第16条〉

〈第68条第2項で準用する特許法第12条〉

〈第77条第2項で準用する特許法第12条〉

〈第68条第2項で準用する特許法第13条〉

〈第77条第2項で準用する特許法第13条〉

〈第68条第2項で準用する特許法第14条（同条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と読み替える）〉

〈第77条第2項で準用する特許法第14条（同条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第44条第1項又は第45条第1項の審判」と読み替える）〉

〈第68条第2項で準用する特許法第15条〉

〈第77条第2項で準用する特許法第15条〉

〈第68条第2項で準用する特許法第16条〉

〈第77条第2項で準用する特許法第16条〉